令和６年第３回宮代町議会定例会

請　願　文　書　表

受理番号	受理年月日	件　　名	請願の要旨	請願者の住所及び氏名	紹介議員	付託委員会	結果
2	令和６年８月20日	令和６年度６月議会のインターネット録画中継において、佐藤議員の発言の一部がカット編集された事象があり、その削除された発言部分というのは「参考までに中学校時代の生徒会長が町長、副会長が中村教育長、一般の生徒が田島さんと百間中学校のお友達内閣ですよね」といった趣旨のもので、当日傍聴に来ていた多数の町民は全員聞いているものの、様々な理由で傍聴に来られなかった方々が後日、インターネット録画中継を視た際には、事実と違う情報を与えられたことから、実際に傍聴した人との間に大きな差異が生じるということが起こったが、通常インターネット録画中継というものはそもそも質疑答弁のやりとりや議場のありのままの様子をすべて公開することによって、公平性且つ「知る権利」が保た	別紙のとおり	宮代町	佐藤　将行		

		れるのであるところ、今回、田島議長の言い分によると、自ら削除させた議会議事録との整合性をとるため、その後インターネット中継を編集させたと述べられているとのことで、この議長の言い分は佐藤議員本人から確認済みであるものの、あろうことか、当事者である佐藤議員に対してすら、削除の件での話し合いが一切行なわれていないという事実もあり、このような一方的な議長権限の強権行使若しくは濫用も大問題でとなるところ、この結果、傍聴に来られなかった人々にとっては、編集し削除されてしまった部分について、この先知ることが出来ないままとなってしまい、これはまさに憲法21条により保証された表現の自由における一内容たる”知る権利”や、宮代町まちづくり基本条例の趣旨等への侵害にあたる行為にがいとうすることから、これらのことを踏まえ、憲法上の基本的人権や宮代まちづくり基本条例の趣旨を誠実に理解し、それらの精神に基づき誠心誠意議論することで、削除前の正確なデータを改めてインターネット録画中継にアップすることを求める件					

受付
第 2 号
6.8.20
宮代町議会

写

令和6年度6月議会のインターネット録画中継において、佐藤議員の発言の一部がカット編集された事象があり、その削除された発言部分というのは「参考までに中学校時代の生徒会長が町長、副会長が中村教育長、一般の生徒が田島さんと百間中学校のお友達内閣ですよね」といった趣旨のもので、当日傍聴に来ていた多数の町民は全員聞いているものの、様々な理由で傍聴に来られなかった方々が後日、インターネット録画中継を視た際には、事実と違う情報を与えられたことから、実際に傍聴した人との間に大きな差異が生じるということが起こったが、通常インターネット録画中継というものはそもそも質疑答弁のやりとりや議場のありのままの様子をすべて公開することによって、公平性且つ「知る権利」が保たれるのであるところ、今回、田島議長の言い分によると、自ら削除させた議会議事録との整合性をとるため、その後インターネット中継を編集させたと述べられているとのことで、この議長の言い分は佐藤議員本人から確認済みであるものの、あろうことか、当事者である佐藤議員に対してすら、削除の件での話し合いが一切行なわれていないとい

う事実もあり、このような一方的な議長権限の強権行使若しくは濫用も大問題でとなるところ、この結果、傍聴に来られなかった人々にとっては、編集し削除されてしまった部分について、この先知ることが出来ないままとなってしまい、これはまさに憲法21条により保証された表現の自由における一内容たる"知る権利"や、宮代町まちづくり基本条例の趣旨等への侵害にあたる行為にがいとうすることから、これらのことを踏まえ、憲法上の基本的人権や宮代まちづくり基本条例の趣旨を誠実に理解し、それらの精神に基づき誠心誠意議論することで、削除前の正確なデータを改めてインターネット録画中継にアップすることを求める件

紹介議員　　佐藤　将行 [redacted]

１　趣旨

町ホームページに公開されている【インターネット議会録画中継】（以下、「議会中継」とします。）は、編集をすることなくそのままの状態で公開することが当然の前提であり、勝手に編集をすることは視聴者たる町民から議会中継の正確性という重要な信頼を失墜させることとなる。

したがって、町民の信頼を回復するために、議会中継の編集等を行わないように求めるものです。

２　理由

議会中継は、様々な事情により傍聴へ行けない町民へ、町の本会議の様子・各議員の考え・町の政策等々につき、映像と音声によって正確に伝えるためのものである。そして、その議会中継は、編集等をすることなく、そのままの状態で公開することが当然の前提であり、また、情報の受け手である町民も「議会中継は正確である。」ということを信頼していることから、勝手に編集をする行為は議会中継における正確性という町民の信頼を失う行為であり、到底許さ

れるものではないものと考えます。

また、議会中継につき編集を認める条例等は宮代町には存在しません。したがって、このようなことは公開前に公権力が適否を判断していることも鑑みて、憲法２１条で禁じられている「検閲」と同視しうる行為と考えます。

以上のことから、地方自治法第１２４条の規定に基づき、本請願書を提出致します。

請願者

宮代町[redacted]

[redacted]

令和６年８月２０日

宮代町議会議長　田島　正徳　殿